

平成26年度 第1回奈良県青少年問題協議会議事録

1. 日時・場所

日時：平成26年6月13日（金）10：00～11：30

場所：奈良県庁5階 第1会議室

2. 出席委員（敬称略、順不同）

奥田 喜則（奈良県副知事）

高柳 忠夫（奈良県議会文教くらし委員長）

森川 裕一（明日香村長）

岡本 真寿美（奈良県PTA協議会副会長）

小西 昇（奈良県青少年指導員連絡協議会会長）

宮田 庄一（元奈良県高等学校生徒指導研究協議会会長）

宮崎 美和子（社会福祉法人奈良いのちの電話協会）

目良 宣子（藍野大学講師）

小北 道大（一般社団法人奈良青年会議所理事）

3. 協議会の開会

- ・ 新任委員の紹介
- ・ 関係事務局の紹介
- ・ 【委員 1】の挨拶

平成26年度青少年問題協議会の開催をさせていただく。「平成26年度奈良県青少年育成施策実施計画」、「青少年が利用する携帯電話対策について」が主題である。携帯電話対策のフィルタリングの問題については、後ほど報告があるが、関係者の方々のご協力もあり、成果がかなり上がっている。このような地道な取り組みも必要と考える。本日は委員の皆様方それぞれの分野で適切なお指導をいただくようお願い申し上げます。

- ・ 議事録署名人の指名

議事録署名人については目良委員と小北委員が指名された。

- ・ 公開の承認

会議は公開とする。

傍聴希望者 なし

4. 配付資料

- ・ [資料1] 青少年の状況
- ・ [資料2] 平成26年度 奈良県青少年育成施策実施計画(主要推進事業一覧)
- ・ [資料3] 平成26年度 奈良県青少年育成施策実施計画
- ・ [資料4] 青少年が利用する携帯電話対策について

5. 議事概要

【幹事（青少年・生涯学習課）】

(1) 『平成 26 年度 奈良県青少年育成施策実施計画』について

資料 1 「青少年の状況」

①若年無業者比率

平成 24 年度は全国が 2.3%に対し、本県が 2.9%と、全国平均を上回る状況。

②若年者非正規就業者の割合

平成 24 年度は全国が 35.3%に対し、本県が 39.2%と、全国平均より高い。

③子どもたちの状況

子どもたちの学力は比較的高いが、学校の規則を守るといった規範意識が、中学校、小学校とも（中学生 47 位、小学生 46 位）低い状況。

④1,000 人当たりの不登校児童生徒数の推移

平成 24 年度は、小・中学校あわせて奈良県 13.2 人、全国 10.9 人で、いずれも、全国平均を上回る状況が続いている。

⑤奈良県の公立学校のいじめ認知件数

平成 24 年度に起きたいじめ問題を機に、より詳細な実態把握に取り組むために「いじめ緊急アンケート」を実施したもの。児童生徒の「いじめられた」という回答をすべて認知件数としたため、大幅に増加。

⑥児童虐待相談件数の推移

平成 24 年度、全国 66,807 件、奈良県 1,200 件と、全国的にも増加傾向だが、奈良県は全国より増加割合が大きい状況。

⑦DV相談年齢別受付件数

件数的には横ばいだが、相談者の約半数が 30 代以下である。

⑧自殺者数と自殺死亡率の長期的推移

平成 24 年度奈良県は 44 位と、順位が少し悪くなっている。自殺死亡率の年齢階級別では、15～24 歳、25～34 歳とも、大きな推移は全国と同様、高い水準にある。

⑨少年非行の現状

平成 25 年、犯罪少年 766 人、減少傾向にある。なお、資料には記載していないが、全国的にも減少傾向。また再犯者率は全国的には増加傾向で、本県においても、平成 24 年から増加に転じている。

⑩青少年の携帯電話利用

携帯電話普及率では、中学生、高校生とも、スマートフォンが増えている。またフィルタリング利用率では、全体としては、中学生が全国平均を超える利用率で横ばい状態、高校生で昨年が 32%に対して、本年 1 月では 43%と大幅に改善しており、青少年健全育成条例の改正と、その後のフィルタリング利用促進策の成果が現れてきているとみている。

【青少年・生涯学習課】

〈1-1 子どもと大人でつくる地域のつながり事業〉

本県の子どもたちは、規範意識などが低い状況にある。これは、地域社会の連帯感やコミュニティ意識が希薄化し、「地域の教育力」や「地域で子どもを育てる力」が低下しているのが原因と考えており、地域側から課題に対応すべく、本事業を実施している。

この事業は、地域の子どもと大人が一緒になって行う様々な交流活動を支援することで「地域で子どもを育てる力」の強化を図るもの。

二通りの事業から成り立っており、地域のグループや団体が、地域の教育力の強化に繋がるような事業を企画する「事業提案型」と、県で用意した活動プログラムを利用して交流事業を行う「プログラム提供型」がある。

先日、本年度第1回の募集を行い、11事業を採択した。申請数は昨年度5事業に対し、本年度は13事業と増えてきており、事業が周知・浸透してきている。ひきつづき、本事業を通じて、「地域ぐるみで子どもを育てる」機運を高めていきたい。

〈1-2 野外活動センター自然・食文化体験事業〉

平成25年度に食事環境の充実をめざして自炊場等の改修工事を実施したが、野外活動センターの豊かな自然環境や整備した食事環境をより広くアピールするため、自然・食文化体験の参加型イベントを実施。実施に当たっては大和高原地域の近隣市町村から地域づくりや村おこしのグループ、NPO等が集まり、ジビエカレーのふるまいなどの食文化体験、クラフト体験や野外活動体験、地域の産品等の出店などを行う予定。

〈1-3 野外活動センター施設整備事業〉

「子どもから大人まで幅広い年代の人々が、豊かな自然の中での野外活動を通して、日常では味わえない充実した時間を過ごし、満足感を得られる施設」というセンターのコンセプト実現のため、充実した野外活動の場が必要。野外活動施設としての機能を充実するため、以下の整備を行う。

多目的ホール(旧体育館)及び大型ロジックについて、耐震改修工事に合わせて大規模改修工事を実施するための設計委託を行うほか、構内道路の舗装工事、旧本館・宿泊棟の撤去工事を実施する。

〈2-1 フィルタリングサービス利用促進事業〉

昨年7月に青少年健全育成条例を改正した。条例改正の趣旨は、青少年の携帯電話へのフィルタリングサービスの利用を促進するための手続きの厳格化。

今回、条例改正という制度整備に加え、実際にフィルタリングの利用促進の普

及・啓発のため、県内全ての小中高校生の保護者 16 万人に向けて、夏休みや冬休み前の三者懇談などに的を絞って啓発チラシを配布する予定。

〈3-1 子ども・若者支援地域協議会普及事業〉

子ども・若者支援地域協議会とは、ひきこもり状態にある青少年を地域の関係機関、団体等が連携して総合的に支援するもので、本年度も市町村に対し、協議会設置の働きかけを継続する。

市町村の設置等の状況として、葛城市において平成 22 年度に協議会および総合相談窓口「葛城市サポートルーム」を設置。また、天理市においても、平成 25 年度より総合相談窓口「夢てんり」および協議会を設置。

なお、新たに協議会を設置した市町村には、設置後 1 年間に限りに相談窓口で臨床心理士を県費で派遣し、支援を行っている。

また支援機関等を対象に、講師を招いたスキルアップ研修を全 5 回実施予定。

〈3-2 子ども・若者支援委託事業〉

ひきこもり状態にある青少年に、支援のための「居場所」を提供する事業で、自立支援などにノウハウを持つ民間団体 3 団体に事業を委託。

〈3-3 ニートひきこもり訪問支援事業〉

ひきこもり状態の長期化を防ぐためには、家庭への訪問支援をタイミング良く開始することが有効である。この事業により、臨床心理士が家庭を訪問し、支援などを行う。

平成 25 年度は、訪問件数のべ 208 件。その中で改善が見られたのは、就職 8 名、職業訓練 1 名、進学 2 名、ハローワークへの誘導 14 名など。

【生徒指導支援室】

〈1-4 地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業〉

昨年度まで行っていた〈1-5 中高生元気発信プロジェクト事業〉は、県内の中・高校生が地域と共にボランティア活動を行う中で、規範意識や社会性、思いやりの心を醸成するものであった。これに小学生を含め、特別支援学校とも協働する事業として、平成 26 年度より本事業を開始した。

本年度は、県内 11 地域の小・中・高等学校等がモデル校となり、各地域の方々と合同で、ボランティア活動や地域行事への参加活動を実施する予定。

〈2-1 1 児童生徒のいじめ相談員配置事業〉

今大きな社会問題となっているいじめ問題に対応するため、県内 57 の学校にいじめ相談員を配置し、子どものいじめに関するトラブルや、悩みの相談等を受けながら早期発見・早期対応に努め、校内における相談体制を充実させる。

教員経験者や地域の青少年指導者等の健全育成に関心がある方を相談員とし

て募っているが、特に地域の人材を有効に活用したいと考えている。面接や説明会を行うと、応募者の約7割が教員免許を持っており、約6割が教員経験者といった状況。

〈3-14 不登校児童生徒の保護者支援事業〉

不登校の子どもをもつ保護者に呼びかけ、情報交換を行う機会を提供するとともに、保護者のネットワークの構築や家庭における適切な対応について理解を深めるなど、保護者支援を強化し、不登校児童生徒の減少をめざして、昨年度より実施。

会合には、臨床心理士（大学教員）を招き、アドバイスや保護者からの質問等に対応したほか、保護者同士の意見交換の場を設けた。保護者の方に元気になって頂きたいというのが大きな狙いである。

また、「不登校『ほっ』とネット」と題し、年1回、全県的に保護者や教育関係者が集い、保護者相互のネットワークを築くことのできる場を提供した。

【学校教育課】

〈1-6 夏休みノーテレビ・ノーゲームデーチャレンジ事業〉

廃止事業としてあげているものだが、全国的な調査で、本県の児童には生活習慣や規範意識に問題があることが明らかになったことを受け、平成23年度～25年度にかけ、夏休み中に家庭でノーテレビ・ノーゲームデーを設ける取り組みを行った。目的は、規則正しい生活リズムや基本的な生活習慣を身につけると共に、家庭での会話を促進することである。

アンケート調査の結果にて、一定の効果が見られたことと、今後は家庭に働きかけ、家庭でこのような状況を設定いただくということで、事業を廃止した。

現在はチャレンジカードをWEBページに掲載し、ダウンロードして取り組むことができるようになっている。

〈3-11 高校生就職未内定者・離職者就職支援事業〉

県内高等学校就職未内定者、中途退学者、卒業生離職者が対象。

就労に向けたセミナーやワークショップ・企業とのマッチング等の実施や、就労や学習機会に関する冊子の作成を行う。

〈3-12 高校生キャリア教育総合支援事業〉

県内高等学校の就職率が全国と比べ2ポイント程低いという現状を受け、高等学校と企業との接続連携システムの構築を目的に実施。

キャリア教育の観点から、県内起業経験者による出前授業、研究指定校3校での起業精神プログラムを実施する。また、普通科高校の就職率が低いことを受け、インターンシップコーディネーターの配置を行う。中途離職者に対しては、就職支援員を学校教育課に2名配置し、企業訪問・企業アンケートの結果を学校へ情

報提供する。また、企業・学校・県・県教育委員会で構成する就労支援協力隊による情報交換会の開催、就職に向けた即戦力養成講習会や面接指導を行う。

なお、緊急雇用創出事業によって実施していた〈3-13 県立学校就職支援事業〉は、本事業にて就職支援員を配置することによって廃止とした。

【人権・地域教育課】

〈1-7 学校・地域パートナーシップ事業〉

本県の教育課題である規範意識・社会性の向上に資するため、「地域と共にある学校づくり」を推進し、保護者・地域の人々が学校運営に「参画」し、学校と保護者・地域が「協働」することにより、学校をベースとした地域コミュニティを再構築し、「地域教育力の向上」を図るため、昨年度より実施。

昨年度は組織づくりに力を注ぎ、県内公立小・中学校の 86.7%が、地域総ぐるみで子どもたちを育てる「学校コミュニティ」の仕組みを整えた。今年度はこの仕組みを根付かせるため、〈支援〉〈資質向上〉〈情報発信〉の3本柱で取り組んでいく。まず、〈支援〉では、市町村教育委員会・新規事業実施校を訪問し、事業説明・意見交換等を行う。〈資質向上〉では、事業関係者等に情報提供するとともに、資質向上を図る。〈情報発信〉では、ホームページや資料を充実させ、各学校での研修に利用いただく予定。

【健康づくり推進課】

〈2-2 未成年者禁煙支援相談事業〉

児童・生徒の禁煙支援を行うため、保健所を窓口として未成年者を禁煙治療につなげる仕組みを構築し、平成25年9月より運用。9月からの半年間で9名（中学生7名、高校生2名）の相談があり、禁煙治療を行った。今年度は通年化し、対応予定件数も昨年度の2倍としている。

【こども家庭課】

〈2-3 児童虐待防止支援事業〉

〈2-4 児童虐待防止推進事業〉

児童虐待件数は年々増加しており、平成24年度の相談件数は県1,200件、市町村1,717件であった。現在、平成25年度の件数を精査しているところだが、おそらく1,300件を超えるのではないかと見られる。

このように増加している児童虐待に対し、未然防止・早期対応・発生後の対応という観点から様々な事業に取り組んでいるところである。

平成25年度には、県・市町村・関係機関の具体的な行動計画としての児童虐待防止アクションプランを改定し、重点的に取り組む項目を設けた。そのうちのひとつとして、平成26年度には児童虐待の実態と発生原因を把握するための調査分析を予定している。これは、県・市町村の2カ年のケース記録をもとに、初めて行うものである。

また、中央こども家庭相談センターは、平成 24 年度より建て替え工事を行い、平成 25 年度に竣工したところ。一時保護所の定員増、相談者の利便性の向上に向けて整備が進んだ。

〈2-5 家庭支援電話相談事業「子どもと家庭テレホン相談」〉

中央こども家庭相談センターにて、児童及びその家族に関する問題について、電話による相談を通じて早期に適切な援助を行う。

〈2-6 DV相談支援対策事業「DVメール相談」〉

DV相談件数は、平成 24 年度 県 1,054 件、市町村 675 件であった。県は横ばいだが、市町村は年々増えている状況。

この事業は、昨年より、デート DV（交際相手からの暴力）を受けた若年の被害者を主な対象に、中央こども家庭相談センターにおいてメール相談窓口を開設しているものである。

【女性支援課】

〈2-7 DV予防啓発事業〉

高校生等を対象に、デート DV の防止への理解、身近な人とのよりよい関係づくりを学ぶことを目的に、民間の活動団体のノウハウを活用しながら、高等学校で出前講座を行う。

〈2-8 女性に対する暴力防止対策事業〉

平成 25 年度に引き続き、11 月の女性に対する暴力をなくす運動の期間中に、県内大学等への周知をはかりながら、フォーラムを行う予定。

【保健予防課】

〈2-9 自殺予防ホットライン相談事業〉

精神保健福祉センターに自殺予防に関する専用電話を設置して相談を行うとともに、必要に応じて面接相談等を実施するほか、ハローワークにおいて求職者に対するこころの相談を行う。

平成 26 年からの取り組みとして、ハローワークで開催する相談については、奈良弁護士会との共催事業として労働問題、生活問題等に関する法律相談を行う。

【薬務課】

〈2-10 薬物乱用防止対策事業〉

啓発活動を中心に 5 事業を実施。

「1. 『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」「2. 麻薬・覚せい剤乱用防止運動」は、県内での街頭啓発を行うもの。平成 25 年度には、1 を 6 月 22 日にイオンモ

ール大和郡山で、2を10月25日にイオンモール樫原で実施。今年度、1については6月21日にイオンモール大和郡山で実施する予定。

「3. 薬物乱用防止教室」は、県の職員が依頼のあった学校に出向き、薬物乱用防止についての講演を行うもの。平成25年度は、中学校1校、大学4校で実施した。

「4. 薬物乱用防止指導員等による活動支援」では、平成25年度、指導員による各種集会・研修を108ヶ所で行った。そのうち30ヶ所が、小中学校での薬物乱用防止教室である。

「5. 大学等の学園祭を利用した啓発活動」は、平成25年度、県内17校中2校の大学で行った。これは平成24年度の実績より4校減少しているので、今年度はより啓発活動を積極的に行いたい。

脱法ハーブについては、県民の皆さまに対しての街頭キャンペーン、薬物乱用防止教室、コンビニなど約500ヶ所へのポスター掲示など、啓発に努めているところ。国においては、指定薬物の包括指定の導入、麻薬取締官の取締権限の強化、指定薬物の所持等の禁止等の対策が行われている。今年度に入ってから、脱法ハーブの使用が疑われる緊急搬送事例はないが、関係機関と連携しながら、継続して啓発活動に取り組んでいきたい。

【教育研究所】

〈2-12 電話教育相談事業〉

不登校などの学校生活での悩み、子育てなど家庭生活での悩みに関して専門の相談員が電話で対応している。また、全国統一の「24時間いじめ相談ダイヤル」にも対応しており、いじめに関する相談を年中無休24時間体制で受け付けている。平成25年度の相談回数は1,990回であった。

【雇用労政課】

奈良県の若者の就職状況として、学卒の内定率が全国に比べて低いこと、一旦就職したものの、早期（3年以内）に離職する若者の率が高いこと、また、非正規の就労が多いという特徴がある。学卒の内定率を上げるためには学校から社会への接続をスムーズに行う支援を、早期離職者に対しては求人・求職のマッチングの強化を、不本意ながら非正規で就労している若者に対してはジョブカフェでのキャリアカウンセリングや就職活動に関するセミナーを、就労経験の少ない人に対しては職場実習などの事業を行っている。

〈3-4 若年者雇用対策促進事業〉

しごと i センターに設置されているジョブカフェでのキャリアカウンセリングやミニセミナーを通じて、早期の就職を果たしていただくことが目的。

高校生に対してはジョブサマースクールを開催し、職業意識の醸成や、働くことについて考える機会を設けている。

県内2ヶ所（奈良・桜井）の地域若者サポートステーションでは、働くことにつまずいた若者に対し、臨床心理士による相談を委託実施している。

〈3-5 若年者職場実習事業〉

平成25年度より、職業経験の乏しい若者に対し、職場実習を行うことにより、早期の就労を促進することを目的に実施。平成25年度は、予定人数20名に対し、申込11名、実際に実習を受けた方4名であった。今年度も事業を継続したい。

〈3-6 県内企業への就職活動準備セミナー事業〉

平成25年度をもって廃止となった〈3-8 奈良県キャリアデザインセミナー事業〉に代わり、新たに実施する事業である。

県内在住・出身の大学3年生を主な対象に、就職活動解禁前に、県内企業の業界研究会、内定者座談会、保護者向け就職ガイダンスを開催。保護者向け就職ガイダンスでは、保護者の世代は大企業志向が強いが、現在は状況が変わっているということを伝えていく。

〈3-7 若年者県内雇用促進事業〉

平成25年度までは委託事業として行っていたが、26年度からは同様の内容の事業を県直営で実施するため、廃止。

〈3-9 若年離職者再チャレンジ促進事業〉

早期離職者を対象に、キャリアデザインセミナーやカウンセリングを受けてもらい、就業を促すほか、起業支援セミナーを実施していく。また、早期離職原因の調査・分析を行っていく。

〈3-10 技能者のしごと実感事業〉

小学生・中学生を対象に事業所見学を実施。技能体験や職業講話を行い、職業意識の醸成を図る。

質疑応答

【委員 2】

全般についてと、気になった個々の事業についていくつか申し上げたい。

一つ目として、15才から34才までの若年無業者がなかなか働くことができない現状や、学卒の内定率が低く、早期離職者率が高い現状がある。

うちの村でいうと、若者がもともといない。村内では、銀行員か公務員になるかJAに就職するかなど職場が限定される。そこで村を出て行ってしまいが、何年か外で働いて戻り、これから何をしようかという若者が多い。そういう若者に対し、村で働く場を用意できるのかということに頭を痛めている。最近では村役場の採用年齢を上げ、30代からの採用も行っている。ただ、若者の技術と意欲が弱いのも現実である。

若者に対し、本当の受け皿を用意できないかと思う。市町村も努力しないといけないが、県も何かしていただけないか。これまでは建設業でかなり受け入れてきたのが現実だと思うが、今はうまくいかない。今、村では農業の基礎的な技術を取得することを20～30代の方に働きかけ、農に関わる仕事に就いてもらうことを考えている。県でもいっしょに考えていただけないか。

二つ目、分析の中で、15才から24才の自殺が伸びているというデータがあった。全体はずごい勢いで減っているなかで目立つ。分析ではさらっと言われているが、これは深刻な話ではないのか。

三つ目、子ども達の規範意識が低いという話は十数年前からしているが、“あいさつ”が基本ではないか。昨日、現場視察の中で高校生に挨拶してもらい非常に嬉しかった。

四つ目として、さきほど雇用の方で親に働きかけるという話があったが、親へのアプローチというのはもっと早い段階から必要ではないか。子ども家庭課と学校と雇用主、3者から親への本気のアプローチがいるのでは。いじめや、子ども達がうまく育たないということに対しても、親への取り組みが有効ではないかと感じる。

五つ目、個々の事業についての意見。〈1-6 夏休みノーテレビ・ノーゲームデーチャレンジ事業〉は廃止とご報告をいただいた。効果が出たから廃止と聞こえたが、本当に効果が出ているのであれば、全学年で毎年実施することが必要ではないか。

〈1-7 学校・地域パートナーシップ事業〉であるが、「学校を助けてほしい」だけではだめなのではないか。一つの方向に向かって、幼小中一緒になって取り組むのも大切である。幼小中、また高校間で教員等の人事交流を進めていただければ。村では小中で試行的に進めている。

〈2-7 DV予防啓発事業〉と〈2-8 女性に対する暴力防止対策事業〉については、モデル事業のような形でなく、各学年、学級で行うべき内容ではないか。非常に効果がありそうに思うが、金額が小さい。少なくともうちの村に来て欲しい。

〈2-10 薬物乱用防止対策事業〉については、現況がよくわからなかった。合成麻薬について、県下の状況がわかれば教えて頂きたい。

【委員 1】

離職者、雇用者対策について、また、就職にかかわって親へのアプローチをもっと早い段階、学校に行っている段階でというご質問について説明いただきたい。

【雇用労政課】

一旦就職したけれども、つまずいて戻ってきた若者に対しては、なぜつまずかれたかということを考えないといけない。働くという気持ちが萎えてしまっているのであれば、カウンセリングや支援が必要ではないかと思う。

ジョブカフェなどでのカウンセリングのほかに、サポートステーションでの臨床心理士によるカウンセリングもある。また、カウンセリング後、自信がついてきた方に対しては次の就職活動につなげるためのセミナーもある。そういう場で意識を醸成し

ていただいて、就職活動に臨んでいただくという手順になる。加えて、できれば若者は県内で就職していただきたいというのが雇用労政課の考えであり、どこへ就職するかということに関しては、しごと i センターの無料職業紹介所やハローワークでご相談いただければと考える。

親へのアプローチという点では現在、大学生の親に対してのセミナーは実施するが、もっと早い段階から親に身につけていただけることも必要と思うので、教育委員会と連携して進めていきたい。

【委員 1】

15 歳～24 歳の自殺者が伸びていることについて説明いただきたい。

【保健予防課】

自殺については、資料の統計は少し古く、平成 20 年～21 年までのデータである。新しい資料として、警察庁からデータが出ているが、全国の 19 才までの少年の自殺者数が、平成 24 年で 587 人、平成 25 年で 547 人。奈良県では、平成 25 年の 19 才までの少年の自殺者数が 5 人である。自殺者数減少に向け、今後もしっかり取り組んでいきたい。

【委員 1】

次はノーテレビ・ノーゲームデーチャレンジ事業、学校・地域パートナーシップ事業、規範意識について説明いただきたい。

【学校教育課】

〈1-6 夏休みノーテレビ・ノーゲームデーチャレンジ事業〉について、アンケートから子ども達の保護者より今後も引き続き行いたいという意見が出ている。効果が出たから廃止という訳でなく、これらの取り組みを家庭で引き続き実施していただくよう機会を捉えて啓発に努めたいと考えている。チャレンジカード等はホームページにも掲載し、3 年生だけでなく、他学年の子どもたちも実施できるようにしている。併せて、学校の道德の授業でも規則正しい生活習慣を身に付けようとする態度を育む指導を行っている。

【人権・地域教育課】

〈1-7 学校・地域パートナーシップ事業〉では、実際に明日香村で長期休業中にプロジェクト会議を開催され、幼稚園、小学校、中学校の全教職員が参加し、子どもの課題について話し合いをしている。

幼稚園の時は自由に遊び回っていた子どもが小学校に入り、机に座ったままという環境になじめない。また、中学校に上がる時には、小学校の学級担任制から、中学校の教科担任制への切り替え等になじめないという事例がある。幼から小、小から中へのスムーズな連続について、明日香村の事例をもとに、教職員を対象とした研修を進

めたいと考えている。

また、地域とともに学校づくりを進めていくということで、地域を支える社会教育委員の方や、公民館活動をされている方、地域のボランティアの方を対象に、一人一人が教育の担い手として意識統一のため、熟議、話し合いをじっくり進めることも研修の中で広めていきたい。

規範意識については、当課では家庭教育を担当しているが、家庭は全ての教育の出発点であるということから、あいさつを非常に大切に考えている。文部科学省では、「早寝早起き朝ごはん」国民運動があるが、奈良県では共稼ぎの家庭が多く、早寝早起きが難しい家庭もあるかと考え、「おはよう・おやすみ・おてっだい」約束運動事業を実施している。この事業で幼稚園児、3才から5才の子どもを対象に、あいさつの習慣を広めていっているところである。

【委員 1】

次はDVについて説明いただきたい。

【女性支援課】

〈2-7 DV 予防啓発事業〉のデートDVの出前講座であるが、去年は6校で実施、今年度は8校で実施予定としている。いただいたご意見を踏まえ、今後は効果の検証を行い、現在は高校中心であるが、対象・回数も含めて、予算要求の中で議論していきたいと考えている。

【委員 1】

最後は脱法ハーブについて説明いただきたい。

【薬務課】

薬物の現況についてであるが、薬物の事犯での検挙数の資料がある。過去5年間であれば、覚醒剤は減少傾向にあり、全国で平成25年度現在、1万人強である。大麻も減少傾向であり、平成25年度現在、全国で1,500人程である。奈良県であるが、これも減少傾向であり、平成25年度現在、覚醒剤については、170人程、大麻では14人となっている。

【委員 3】

このような場所に初めて寄せて頂いたが、非常に重要な課題を取り扱っていると感じている。

青少年、特に学校にいる子ども達に、時代がどう向き合えばいいかということについて、メンバーが知恵を出す場だと思うが、なかなか効果的な策が出ない。

文教くらし委員会担当ということで、いつも最初に規範意識がないと言われるが、それはすなわち行政の責任ではないと言っているように聞こえる。取り組んでいるが効果がないのは規範意識がないからで、規範意識がないのは親の責任であり、役人に

は責任がないとしか聞こえない。規範意識がないことの原因について深く掘り下げ、全体として共通認識することが必要。

今、よく言われるのは、社会の格差が拡大しているということである。例えば、これだけ派遣会社が増加している中で、学校に嘱託の人間を配置して、競争して勝てるのか。昔と状況が変わっている。3ヶ月ももたないのがわかっているのに、あてがいぶちで就職させて、98～99%の就職率を出し、学校は胸を張っている。

「それは〇〇課が担当です」というのは聞くに堪えない。担当の割り振りをする会議ではない。一つ一つの事業を進める苦悩を言って欲しい。担当者のしんどさを、どこがしんどい、予算が少ないけど一生懸命やっているということを言わないといけない。

【委員 1】

委員からご提言いただいたが、奥の深い内容である。この問題については、会議をきっかけに、規範意識や就職の問題について、県行政、横の連携をもって事業を進めたい。ご指摘いただいた点について問題を洗い出し、その検討結果をもとに進めていきたい。

【委員 4】

中学校でも毎年薬物乱用防止教室が開催され、子ども達は覚醒剤に手を出すといけないということをよくわかっている。しかし、たばこには手を出す。学校でたばこを吸っている子ども達は好きで吸っており、禁煙を希望していない。子ども達にとって、一番身近な麻薬はたばこである。子ども達にもっと、たばこの害をわからせないとはいけない。「たばこを吸うのはかっこいい」「たばこはすぐにやめられる」と考え、禁煙を希望していない中学生、また、やめさせないとはいけないと思っていない親に、たばこがだめとわからせる教育をより一層していただきたい。

若年無業者、若年非正規労働者が増えていることについてであるが、根本的な問題として、高等学校の中途退学者が減っていないことがいえる。中学生のときに勉強をきちんとしていなくても、どこかの高校に行かせなくてはならず、子どもが行きたい学校でなくて、行ける学校をあてがってしまう。子ども達も、とりあえず高校には行かないといけないと考えて最初に行くが、中学校の通知簿の成績が1や2の子どもなので、高校の授業についていけなくてやめてしまう。また、15分や20分で通学できる中学校ですら遅刻しないと来られないような生活環境にある子が、2時間かけて朝8時半から始まる学校に通えるはずがない。そのような子どもは1学期、夏休みが終わる頃にはやめてしまっている。やめてしまった子は正規で就職できるわけもなく、非正規労働者、若年無業者となってしまうのではないか。

中学生の学力は高くなってきていると言うが、高い子は高いけれど、高くない子は高くない。高くない子に対し、大人になって自分の力で生きていくための学力をつけるための施策がないと、若年無業者、若年非正規労働者の割合は減っていかないのではないか。

【健康づくり推進課】

たばこ対策について申し上げます。当課で実施している事業は、本人もやめたい、親御さんもやめさせたい、学校も何とか協力したいということでご相談に来られた方に対して、保健所も医療機関も一緒になって取り組む事業である。成功率は高い。

問題は、やめたいと思っていない子どもにどうアプローチしていくかだと思う。大人に比べて未成年者の場合はたばこに対する依存のスピードが高い。早くにたばこから抜けられない状態に陥ることがわかっている。逆にうまく治療すると大人より早くたばこから抜けられることも事実のようである。県として未成年者に対して、たばこの害というものをより一層わかっている手だてがまだ足りていないと思っている。教育委員会とも連携をとって、たばこの害についてより理解いただき、自らのこととして考えていただけるような機会を作ることに取り組んでいきたい。

【生徒指導支援室】

平成24年度の県立高等学校の全日制課程における中途退学者数は307人であった。そのうち退学後の状況については、就職が21.8%、アルバイトが38.8%、他校への進学は16.3%である。

子ども達の高校での意欲には、家庭での学習習慣やしつけなど、家庭教育がかなり影響していると考えている。

もう一つは、中学校では進路に向けての教育が大切であり、キャリア教育にも力を入れている。ただし、働くということや学習することに対して、何か目的を持たないと力を注ぐのは難しい。今、高校の先生は、いったんお預かりした子ども達は何とか3年間育て、卒業させていこうという思いで一生懸命やっただけである。そうした中でもやはり学校や担任先生の手から漏れていく、すり抜けていく子ども達がいるのは現実である。その中でも手厚く、しっかり学習を続けさせる取り組みを、先生にはしていただいている。

小学校、中学校でもキャリア教育や学習支援など、できることは多いと思うので、現場にも呼びかけていきたい。

【委員 1】

それぞれの分野で課題が存在するので、引き続き取り組んでいきたい。

では、次に議事2「青少年が利用する携帯電話対策について」説明願いたい。その後全ての項目に対して質問がございましたらお願いしたい。

(2) 青少年が利用する携帯電話対策について

資料4「青少年が利用する携帯電話対策について」

【青少年・生涯学習課】

奈良県青少年の健全育成に関する条例の改正については、これまで本協議会において三度にわたりご議論をいただき、厚く御礼申し上げます。

おかげをもちまして、改正条例は、昨年度の6月県議会で承認され、7月に公布、10月1日より施行しているところである。

児童・生徒が携帯電話、スマートフォンなどにより、有害情報に接したり、犯罪やトラブルに巻き込まれる、などの問題が起きている。特に全国各地で、無料通話アプリが関係する犯罪事例が多発している。

これらのリスクを未然に防ぐためには、青少年の携帯電話やスマートフォンの違法有害情報を制限するフィルタリングサービスを設定することや、家庭でのルールづくりなどの保護者の適切な管理が有効である。

県では、青少年が被害にあう事件を起こさせない、未然に防ぐという決意のもとで、条例改正を実施し、フィルタリングサービスの利用促進に向けた啓発、普及等の取り組みを、積極的に実施している。

1. 青少年健全育成条例の改正

改正条例は、昨年7月に公布し、10月1日より施行している。改正のポイントとしては、青少年の携帯電話については、保護者が適切に管理するよう努力義務を規定、携帯電話事業者等による携帯電話使用者確認とインターネット接続によるリスク、フィルタリングサービスの説明、フィルタリング解除手続きの厳格化、県職員による携帯電話販売店への立入調査、条例に違反する携帯電話事業者等への勧告・公表がある。

2. フィルタリングサービスの利用促進に向けた取り組み

まず、青少年の保護者に対し、啓発資料の配布を行っている。児童生徒の夏休み前と冬休み前に啓発チラシを配布し、本年度も夏休み前に配布するため、啓発チラシを準備中である。

また、フィルタリングサービス普及促進のため、学校内の研修資料として教職員向けの解説資料を作成して提供した。

加えて、携帯電話に関する啓発のための出前講座やフォーラム、研修会等も実施。特に出前講習会については、学校やPTA等の希望に応じて、学校等に出向いて説明を行うものだが、平成25年度は合計80回、12,000人に出前説明を行った。本年度も既に、出前講習会50回(11,000人)が予約済みである。

なお、これらは、県、県教委、県警察、携帯電話事業者、PTA、青少年育成団体等からなる、「青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム」において、関係機関連携の下、実施している。

他にも、平成25年度には、指導者向けの「ネット・ケータイ指導者セミナー」を8月23日に、「子どものネット・ケータイ利用を考える集い」を9月6日など4回開催した。本年度もフォーラム等の啓発行事を開催する予定。

学校長等への説明では、昨年11月に県内各地の校長会等でフィルタリングサービス利用促進のための県の取り組み等を説明して協力を要請した。

携帯電話販売店に対しては、改正条例施行前に説明会を開催し、店頭における説明用資料を提供し、条例施行後は、携帯電話販売店に立入調査を行い、店頭での説明等

について指導し、フィルタリング啓発ポスターを配布した。

以上のような取り組みを行った結果、フィルタリングの利用率が改善された。

3. フィルタリング利用率改善

平成 26 年 1 月に「青少年が使用する携帯電話のフィルタリング利用実態調査」を実施。平成 25 年 1 月に続き 2 回目で、公立小中高校生の保護者約 1,000 人にアンケート調査を行った。

まず、フィルタリング利用率についてであるが、高校生で前回 32%のところ、今回 43%と、11 ポイントの増加と改善した。小学生、中学生では、小学生 78%、中学生 65%と、比較的高率で横ばいとなっている。

平成 23 年度の警察庁調査での、本県の高校生のフィルタリング利用率が全国ワースト 2 という状況に危機感を持ち取り組んできたが、今回、フィルタリング利用率が改善したことについては、昨年度の条例改正と、それに続くフィルタリング利用促進の取り組みが、一定の成果を上げているものとする。

ただ、内閣府の全国調査では高校生のフィルタリング利用率が 49.3%であることからすると、本県は 42%とまだ少し下回ることで、一方でスマートフォンが急速に普及している状況が見られるため、今後とも、フィルタリング利用促進に向け、関係機関が連携して、各方面への取り組みを強化し、青少年の健全育成を図って参る所存である。

質疑応答

【委員 4】

子どもが今年高校生になるので、3月、スマートフォンを買いに行った。条例が改正されたのを知っていたので、どれだけきちんと説明して下さるかワクワクしながら携帯電話販売店に行った。そこで、店員よりフィルタリングはどうするか聞かれたので、「どうぞして下さい」と答えた。それで終わりであった。「スマートフォンなので、これだけではフィルタリングは完全ではない。Wi-Fi の場合のフィルタリングに関する説明はしていただけないか」と聞くと、「それは事業者の方ではできない。電話のフィルタリングはかけるので、あとは保護者の方で」と言われた。それならば、「この子は特定のアプリだけ使いたいと言っている。Wi-Fi は使わない。ただ、完全にフィルタリングをかけると特定のアプリが使えなくなる。Wi-Fi のフィルタリングをかけた上で、特定のアプリだけ使える設定にしていただけませんか」とお願いしたら、できないと言われた。仕方ないので、知り合いの方に携帯を持っていき、「Wi-Fi のフィルタリングをかけて特定のアプリだけ使えるようにしてほしい」とお願いし、設定していただいた。

スマートフォンを売る際、電話回線のフィルタリングをかけるけれども Wi-Fi のフィルタリングをかけないというのは、フィルタリングに半分穴が空いた状態であるということを事業者も知らない。保護者も自分の子どもの携帯はフィルタリングをかけたから大丈夫だと思っている。しかし、「あなたの子どもは特定のアプリを使ってい

るということはフィルタリングに穴が空いている」ということを伝えると驚く。保護者も事業者から説明をされていないから、スマートフォンに対して、電話回線のフィルタリングと Wi-Fi のフィルタリングを両方かけないと安全でないことをわかっていない。

今は Wi-Fi を利用している家庭も多い。我が家も Wi-Fi を利用しているが、子ども達は Wi-Fi の方が早いと言って家の中では携帯、スマホを Wi-Fi でつないでいる。スマホを持っている高校生は、電話回線のフィルタリングはかかっているが、Wi-Fi のフィルタリングがかかっていないことを知っているのも、自分達で設定をして自由にインターネットにつないでいる。非常に頑張って条例を作ったが、親からすると少し穴が空いているように思う。

子ども達のフィルタリングに穴が空いている状態であり、アプリケーションを入れて設定しないと安全でないということを PTA から親御さんに PR していかないといけないし、行政からも言っていただかないといけない。また事業者からもフィルタリングやアプリケーションの設定について言うのであれば、より子ども達の安全が守られるのではないかと思う。

【青少年・生涯学習課】

当課でも条例制定の際、Wi-Fi の問題を認識していた。条例で規制できないか考えたが、法的には直接手を出せない部分であった。理由は、無線 LAN 回線は事業者の手が届かない部分、プライベートな部分であるから。

ただし、県・事業者・PTA などで構成されているコンソーシアムで、「Wi-Fi の危険性については、事業者から説明するように。Wi-Fi にもフィルタリングをかけるように」申し合わせをしている。事業者はコンソーシアムの申し合わせに基づいて Wi-Fi の危険性を説明し、Wi-Fi のフィルタリングをするよう対応しているはずであるが、現実にもそのように対応していないということなので、もう一度徹底したい。

当課では「まずはフィルタリングをしよう、その上で親子で話し合おう、話しあう中でルール作りをしていこう。その中で特定のアプリをどうしても使わないといけないのであれば、親のコントロールのもと、ルールを作って、安全に適切に対応していただきたい」という方針で施策を進めていきたいと考えている。フィルタリングには 2 通りあって、有害情報をカットするものとアプリをコントロールするものがある。今回特定のアプリだけを使いたいということであるが、フィルタリングで特定のアプリをコントロールすることは可能である。携帯販売店で申し出れば本来はできるはずであるので、これについても指導していきたい。

【委員 1】

ぜひコンソーシアムの連携の中で対応していただきたい。

【委員 5】

〈1-4 地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業〉に関連して、私が平成5年、教育委員会の学校教育課に勤めていたとき、高校生社会参加事業として、高校から計画を上げてもらい、限度5万円で各学校に補助をして、ゴミ袋や軍手代、福祉施設や老人ホームを訪問する時の経費、クッキーの材料費などに活用してもらった事業を行っていた。これは、年間1,000件ほどの実績があった。

昨年から、高校生・中学生と一緒に、今年からは小学生も巻き込んで、地域に出て行って、規範意識を高めようという事業が開始したとのことだが、奈良市であれば、西の京高校、京西中学校、六条小学校、山辺高校、都祁中学校、都祁小学校、大和郡山市では郡山高校、郡山中学校、郡山北小学校、大和高田市では、高田高校、高田中学校、高田小学校、吉野町では吉野高校、吉野中学校、吉野小学校等で実施されている。小中高一緒に地域の清掃活動をしたり、地域の老人会などと一緒に行事に参加したりすることで、小中高の児童・生徒のつながりを深める。高校生は全県一区であるので、地域の子どもと地域外の子どもが通学している。高校生から小学生までが参加することで、地域の子どもと、地域外の子どもの交流にもなっており、非常に意義のあることだと思う。子ども達が地域の方から声をかけられ、地域の役に立っているという自己有用感や自己肯定感を得ることは、将来（どのように）社会に出て行けばよいのか、どう働けばいいのかを考えることにつながる。規範意識は、地域の方に声をかけられながら、子ども本人が一人一人知らず知らず身につけていくものであると思う。

〈1-7 学校・地域パートナーシップ事業〉は予算4,168万円、〈1-4 地域ぐるみで取り組む小・中・高校生規範意識醸成事業〉は80万円と非常に大きな差があるが、同じような事業であると考えられる。行政の縦割りと言われるが、事業を進めていく中でお互い連携をして、課題や効果、ノウハウを教え合い、より事業を深めてほしい。

【委員 3】

この場は青少年問題協議会であり、青少年の問題に対応する課が出席しているはずだが、子どもの貧困対策の推進に関する法律についての発言が出てこなかった。子どもの貧困問題についてより掘り下げ、行政の仕事として目を向けて欲しい。

【委員 6】

子どもを育てているのは親であるから、親から受ける家庭教育の大切さについてはよく言われることである。ただ、その親にも子ども時代があり、現在とは状況が違ったのではないか。時代によって子ども達のしんどさは違う。大人の目に守られ、元気に育った昔の時代の子ども達であれば、現在のようにインターネットが進歩しようが、特定のアプリでの陰湿ないじめなどはしなかったのではないか。

格差が拡大している状況の中で、行政により多くの相談窓口が開設されている。しかし、相談の必要があるのに窓口が届かない人たちをどうやって救うのか考えない

と、社会自体が危機に陥ると思う。

雇用の問題については、雇用者側への対応が必要ではないか。人を大切にしない労働がはびこっている。それをわかっている大人は子どもに苦勞させたくないと思い、学力をつけさせることにばかり力を入れる。そのレールから落ちてしまった子どもは、社会の中で認めてもらいたいがために様々なことに手を出してしまう。

我が町に若者が戻ってくるためにどうすればよいかということであるが、その地域の産業を活かす、例えば農業を活かすのであれば、荒れた山や放置された農地を行政で買い上げ、若者の働く場を作ることはできないか。

相談窓口も必要であると思う。ただ、多くの相談窓口に少しずつ予算をかけるより、大きな目で、どうすれば若者が自分の町に帰ってきて、生き生きと働いて生活できるのかということを考えていけないか。何か大きく変革させないと、根本的に問題を解決することは難しいのではないか。

このような点についてより議論を深めるため、資料を事前送付いただいて、目を通す時間を作ってほしい。そして、議論の時間をもう少し長くしてほしい。

【委員1】

事務局には、次回から資料を事前配布していただきたい。

また、委員よりいただいたそれぞれのご意見について、前向きに対応していきたいと考えている。

本日は長時間にわたり、熱心に議論いただきありがとうございました。